室蘭市地域公共交通計画（素案）について

１．室蘭市地域公共交通計画策定の理由

平成 31 年 3 月に策定した「室蘭市地域公共交通網形成計画」は、おおむね５年ごとに計画の見直しを行うこととしており、計画策定から５年が経過することから、現状の分析や計画に基づく取り組みの評価を実施し、施策・事業等の見直しを行う。また、令和２年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されたことに伴う改定を行い、「室蘭市地域公共交通計画」として策定する。

２．計画改定の趣旨

公共交通の利用者や交通事業者の人手不足が深刻化していることを受け、令和 2 年の法改正により、公共交通の収支などを評価指標とした「地域公共交通計画」の策定が努力義務となったことから、中間年の見直しに合わせて、計画名称を変更し新たな評価指標を追加する。

３．計画改定の概要

	改定項目	改定概要
1	計画名称	計画名称を「室蘭市地域公共交通網形成計画」から「室蘭市地域公共交通計画」に変更
2	評価指標	評価指標に路線バスの事業収支率を追加
3	事業項目	一部事業項目の統合のほか、取り組みの強化に向けた表現の変更

４．地域公共交通計画（素案）

①計画（素案）概要版　資料２－２のとおり
②計画（素案）　　資料２－３のとおり

５．計画改定の経過

令和５年　５月　公共交通に関する市民アンケートを実施
　　７月　第 16 回地域公共交通活性化協議会にて審議（改定概要）
　　８月　第 17 回地域公共交通活性化協議会にて審議（骨子たたき台）
　　８月　各市内交通事業者にアンケート及びヒアリングを実施
　　１０月　第 18 回地域公共交通活性化協議会にて審議（骨子案）
　　１１月　第 19 回地域公共交通活性化協議会にて審議（素案）

６．今後の予定

令和６年１月　計画（素案）に対するパブリックコメントの実施
～令和６年２月
　　２月　地域公共交通活性化協議会にて計画（案）を審議
　　３月　経済建設常任委員会に計画（案）を報告
　　３月　計画公表